

第十回 参議院法務委員会會議錄第七号

昭和二十六年三月十六日(金曜日)午前十一時六分開会

本日の會議に付した事件

○裁判所職員定員法案(内閣提出)

○裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員會を開きます。

先ず裁判所職員定員法案、裁判所法等の一部を改正する法律案を一括して質疑に入りたいと思います。

○岡部常君 大体質疑も済んでおるのかのように私は感じますが、若しそうでございしたら、この際速かに討論採決という段階に入つて頂きたいと思ひます。なお討論もございせんようでしたら、直ちに採決に入るように提議いたします。

○委員長(鈴木安孝君) 御質疑ありませんか。

○宮城タマヨ君 私がちよつと伺いたいと思ふ点は、今度の裁判所職員の増員のところ、この家事調査官、家事調査官補、少年調査官、少年調査官補、これを今度増員される人数を合計いたしますと随分大勢になりますのでございしますが、これだけの職員、勿論非常に大事な職員で増員は必要と思ひますけれども、適当だと思ふ人が得られまつかどうかということをお伺ひいたします。

第四部 法務委員会會議錄第七号

昭和二十六年三月十六日【参議院】

○説明員(市川四郎君) それではお許しを得まして、私からお答えを申し上げます。只今の御質問の点でございしますが、すでに少年調査官、少年調査官補は、相当家庭裁判所といたしましては努力いたしまして、定員の半数以上はすでにきまつておりますので、今後まだ相当希望者は多数ございまして、そういう希望者の中から、事柄の性質上できるだけ適当な人を厳選いたしまして、職務に充てて行くようにいたしたいと考えております。

それから家事調査官の制度は、今度初めて設けられる制度でございしますが、これも取扱います事柄が家事という面に亘つておりますので、その資格とか或いはその経歴とかそういうような点におきましては、むしろ少年調査官以上に立派な人を得て職に就いて頂くように心懸けて行きたいと思つております。できることならば私どもの考えをいたしましてはその資格等も現在の少年調査官と同等くらいなところに目標を置きまして選考いたして行きたい。又家事の關係でございしますので、できれば婦人の調査官をできるだけ多く採用して行きたい、こういうふうに考えておる次第でございします。

○宮城タマヨ君 今のお話のこの家事調査官でございしますが、これは婦人のかたが適当でそれを選びたいというふうなことでもございしますが、事実としたら今までの調停委員のかたがお代りになるというふうなことになるのでございまいしょうか。

○説明員(市川四郎君) 只今の御質問の点でございしますが、これは制度が、目的といたしますところが違つておりまして、調停委員と申しますのは、調停委員会を構成して現実にはその調停に従事する民間から選ばれた有識な方々、と申すことに一応なつておりますが、この家事調査官のかたは、これは調停委員会が事件を処理するまでのいろいろの準備を、まあいわば審判官なり或いは調停委員会の手足となつて資料を集めるとか、こういう仕事をやつて頂くことになると思つております。

○宮城タマヨ君 その点はよくわかつております。けれども實際この婦人の調査官を選びましよう、或いは調査官補を選びましようという場合に手近かに出入りしていらつしやるかたで、よく資格なりお仕事なりの違つと申しましても、方向は大体同じ方向でございしますので、こういうところから選べば得やすいというふうな意味で、こういうところからお選びになるのじやないかというのを伺つたのでございします。結局私は一番適任者を選んで頂きたいという意味で、その周囲で賄うというふうなことも實際にはあるかと伺つたわけなんです。

○説明員(市川四郎君) その起用方針と申しますか、そういうものは今のところどこでどういうサークルからこれを選ぶかというふうなことは、そういうふうなことはまだはつきり申上げるまでには至つておりませんけれども、

只今の御趣旨のようになさるだけ家庭裁判所というものをよく知つておられるというふうなことを、取りあへず選ぶことができれば非常に結構じやないか、こういう気持はいたしております。

○宮城タマヨ君 次に先ほど申しました少年調査官補のことでもございしますが、これはやはり何と申しますか、ただ就職するというふうな、單なる普通の職業を求めるといふようなかたが、たま／＼ここにお入りになりました。實際は余りこの仕事の上では望ましくないというふうな考えから、どういふことになつておるかというのを心配しておるのでございしますが、今の就職難のときで、応募者は随分あるだらうと思つたのでございしますが、その点が非常に御当局も御困難ではないか。そうして又仕事の上から申しましても、今急にこのちよつと八百人近いかたをお選びになるということは、人間は集まつて来るでございまいしょうけれども、本當の仕事をお託されるかたは、その中からどのくらい選べられるかというのを私は懸念しておるのでございします。そこで一応伺つたわけなのでございしますが、今希望者は随分あるものでございまいしょうか。又どういふかたが希望していらつしやるでしようか。

○説明員(市川四郎君) 只今の方針といたしましては、大体大学を卒業されたかた、そういうかたの中から少年調査官補を選考して試験の上で採用する、

こういう形をとつております。大体今年の初めに試験いたしました際には、応募いたしましたのが約七百名でございしました。その経歴等を見まして、大体官私の大卒を卒業されたかたが殆んど、全部を占めておられるのであります。そういう者から将来家庭裁判所における少年調査の事務、こういうものが一般にわかればわかるほどそういう仕事に一生を捧げてやつて行きたいという、そういう希望を持つて入つて来られるかた／＼が多くなつて来るのじやないか。こういうことについて私どもは将来について非常に明るい見通しを持つておるということを申し上げて置きます。

○宮城タマヨ君 その点はわかりました。次にお尋ねしたいことは、これだけのかたが任官されますと、今までこの仕事を兼ねておりました調査官なり調査官補というものは、その業務が完全に解かれるのでございまいしょうか。實際はこの間土佐でございまいしと思ひますが、みんなが兼ねていらつしやる。調査官も調査官補も書記官を兼ねておるといふことで、それで婦りまして最高裁判所の家庭局のほうへそのことを調査して頂きましたら、家庭局のほうにはそういうことになつていない。又よく調べて見ましたところ、これは裁判所長の権限にあることで、むしろ東京のほうの局でははつきりわかりませんことじやないかと思つたのでございします。ただその兼ねている、このことに調査官や調査官補のかたが書記官と兼

ねていらつしやるということは、少年事件を運営して行きます上に大要差支えが多いと思うので、できるだけ兼官でないように一つこの際十分にお調べ願つて、手を打つて頂きたいという希望を申し上げたいわけなのでございます。

○説明員(市川四郎君) 只今の点私どもも全く同感でございますので、できるだけそういう兼官というようなことが若しあるといたしますならば、調査の上でできるだけそれを早く専任に切替えるように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(鈴木安孝君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を願ひます。

○須藤五郎君 この今度の法律案で、二つにこう考えられると思うのです。一つは区域を統合したり、所属町村を区域の再分割というような面と、それから新設と二つの立場があります。それが、大体私には変更することに關しましては異論もありませんし、又人民諸君の便利の点を考えまして賛成いたしましていいと思うのですが、新設の場合にちよつと異論が出て参るわけなのですが、今でもほう／＼の裁判所を調査しますと、非常に裁判官が足りないというのを伺つております。そういうときに新設をすることによつて、果して適当な裁判官が補充できるものかどうか、その点を先ず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 裁判官につきましては嚴重な資格がありまして、而も高度の専門的知識を要しますので、他の公務員と比べますとその人の

員の充実ということとはなかな／＼困難であることはお説の通りでございます。ただ簡易裁判所の裁判官につきましては、裁判官の中におきましてもやや資格を緩和しておきますので、普通の判事と比べますとややゆとりがあるわけでございます。資格を緩和し且つ年齢の点も引上げてありますので、それで簡易裁判所を新設するにつきますと、まあ三カ所くらい程度ならば一人づつ配置すればよいのでございまして、充実の件につきましてはさほど困る点はないものと承知しておるわけでございます。

○須藤五郎君 今のお話でも大体わかつたのですが、これまで簡易裁判所の判事は大体書記上りのものが多くに同つておるのです。そのために折角簡易裁判所ができて、一応便利になつたようにも考えられる。又人権が擁護されるように一応とられながら、その実また裁判が非常に粗略な裁判しかされない。判事の質が悪いために完全な裁判がされないという点で逆に人権擁護にならないという非常に不利な立場が往々生ずるというのを聞くのです。簡易裁判所でも第一審となるのですから、第一審で粗略な判決をされることが多いと思うのですが、そういう点私たちが非常に心配するのですが、どうですか、その点。

○政府委員(野木新一君) お説のように簡易裁判所は、基本的人権を擁護し、社会の秩序に任ずる第一線の裁判所でありまして、国民と接触する面が非常に広い裁判所でございます。従ひましてこの裁判所の裁判官も昔の区裁判所などの頃と違ひまして、できるだ

け優秀な人を配置したほうがよいというところは誠に尤なお考えと存する次第であります。而して現実におきましては簡易裁判所が急速にできました関係上、いわゆる特任の裁判官と申しましたようか、多年司法事務に従事しておる裁判所書記の中から老練な優秀なものを採用しておるものとお説のようにございまして、今昨年の十一月十五日当時の調査を基に持っておりますから、当時六百十二人簡易裁判所裁判官がおりましたが、そのうち判事から任命されたものが百十九名、検察官から任命されたものが九十名、それから弁護士から任命されたものが百十二名、選考による任命が二百五十九名、そのほか二十二名とあります。その選考による任命というものが、いわゆる特任の裁判官と言つていいものでございまして。その二百五十九名のうち二百三十六名くらいですか、これは大体裁判所書記から特任されたもののようでありまして、申すまでもなく、裁判所書記と裁判官とはその任務職責が異なるもので、裁判書記として優秀であつたものが、すぐ裁判官として優秀であるかというところは、必ずしも言えないわけでありまして、最高裁判所におかれましても、私どもが伺いますところによりましては、こういう特任の裁判官につきましては一般の要望に反しないように、特にいろいろの研究の機関を設けて、すでに昭和二十二年程度におきまして、各高等裁判所管内ごとに特別の研究を行つてその資質、知識の向上に努めておるのであります。二十三年度も同様に行ひ、各年行つて

おりまして、期間はだん／＼と、初めの頃は二週間でありましたが、二十三年度は一カ月、二十四年度は一週間、二十五年度は四週間ということになつております。こういうように特別の研究を施して新らしい法律の知識とかこういうものについての研鑽を行うことになつております。而して今後におきましてはだん／＼と裁判官の中から停年で退職するものなどは年齢の関係で簡易裁判所裁判官に任命できますので、漸次そういうほうに多くして行きたいというお考えのほうに承つておりますので、政府側といたしまして、最高裁判所に連絡いたしまして、御趣旨のあるところはよくお伝えして一層よい裁判所にして行きたいと存じておる次第であります。

○須藤五郎君 裁判所が範圍が小さくなることによりまして、地方ボスとの結び付きということが考えられると思ひます。それに土地に、その地方に長く土着していた人たちがその裁判所の判事になるということになれば、余計に地方ボスとの結び付きができて、裁判の運営が公正を欠くような点ができて来やしないかという心配が私にはあるのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(野木新一君) 裁判の生命は申すまでもなく公正という一点が一番大事な点でありまして、お説のようなことがあつては、これは全く一大事であると存する次第であります。ただ、今簡易裁判所が置かれておる所、殊に今回設置いたしました所は、地方といつても吉田町を除けば相当な町でありまして、殊に鳴門市は曾つて区裁判所があつた所でございますし、小山

町は有名な交通の要衝でございます。この吉田町は非常に交通が悪い所でありまして、特に今度置くことになつたのでありますが、そういう關係になつております。それで裁判官といたしましては、簡易裁判所の判事におきましてもその使命、殊にその一番大事な点が公正という点にあることはよく自覚しておるわけでありまして、お説のやうな点は、少くとも今までもなかつたし、今後もないものと存するわけでありまして、併しやしくもそういう疑いでもかけられるということ自体もよろしくないことであるから、十分その点御趣旨の点は、最高裁判所にお伝えいたしまして、毫もそういう疑いをかけられることがないようにいたしたいと存する次第であります。

○須藤五郎君 どうか任命の場合は、そういうことを特に注意なすつてやつて頂きたいと思ひますと同時に、地方の判事諸君にもいろいろ意見があるように聞くわけですが、この件に關しまして、皆さんのほうで、地方弁護士会の意見をお聞きになつたことがあるかどうか。又なければ、一応地方弁護士会の意見を聴取なさるのが適當でないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(野木新一君) この裁判所の設立、管轄区域に関する法案の作成につきましては、大体次のような過程を経ております。政府部内におきましても法制意見局第四局でありまして、最高裁判所におきましては総務局でやつておられます。それで国会等の陳情がございまして、或いは国会を通ぜずして直接各地から陳情がございまして、私どもは一定の様式を定めて置き

まして、法務府にそれが来ますと必ず裁判所に連絡し、裁判所の系統から各地元の裁判所に連絡をいたして頂き、法務府は法務府の系統から検察庁に連絡して、各裁判所検察庁はそれら事件数、交通の便否、町村の意向など尋ね、又裁判所側は裁判所側として弁護士会に尋ね、検察庁側は検察庁側として弁護士会に連絡し、各方面の意見を聞きましてやつておるわけであります。それが結局最高裁判所の総務局と私どもの所へ集まりまして、両方で協議いたしまして全部の意見が一致したところこの案を出しておるわけでありまして、この点につきましても弁護士会としては全部今日の法案につきましても各地元の弁護士会の意向は徴して、一つも反対の意見を述べておる所はございません。

○委員長(鈴木安孝君) はかに御質疑がないですか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始めて下さい。

裁判所職員定員法案、裁判所法等の一部を改正する法律案の二案について他に御質疑もないようでありますから質疑は終局したものとみなし、先程岡部委員よりの提案もございましたので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めまして、これより便宜両案を一括して採決に入ります。

両案を原案通り可決することに賛成

のかたの御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(鈴木安孝君) 全員一致と認めます。よつて両案はいずれも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(鈴木安孝君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○須藤五郎君 これは区域変更の場合と新設の場合と二つに分けるといふことにはいかなのですか。私たちは新設の場合には、まだ賛成することには納得できないのであります。区域変更などについては賛成をしたいと思ひますが……先ほどから申しました通り、どうも区域の変更、又移転につきましては、私たちは異存がなく賛成の意を表したいと思ひますが、新設の場合、まだ裁判官の陣容が整備されてない今日におきましては、少し時期が早いのではないか、そういうふうな考えます。それに対しては萬遺漏ないようになさるという答弁はありますけれども、實際上今度三カ所できる。それに対してどういう裁判官が割振られていくかという点に對して、まだ案がないような状態である。それからほうへ見ました場合に、今日なお不備な簡易裁判所が所々にあるというふうなことから推しまして、そういう不備な簡易裁判所がどん／＼できて行くという点に對しては、これ

はむしろ人権擁護でなしに、人権を無視される場合が却つて多いのではないかとこの危惧の念があります。そういう点から、やはり私は新しい裁判所を今日の段階においては、そうむやみと殖やすだけが、我々人民の幸福でないといふことを考えますので、新設に對しましては反対をいたしたいと、そういうふうな思ひます。

○委員長(鈴木安孝君) 他に討論の御発言もないようでありますから、これより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(鈴木安孝君) 多数と認めまして、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお只今可決になりました三案につきまして本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條により、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

〔裁判所職員定員法案外一件〕

棚橋 小虎 宮城タマヨ

岡部 常 長谷山行毅
山田 佐一 須藤 五郎
左藤 義詮

〔下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案〕

岡部 常 長谷山行毅
山田 佐一 宮城タマヨ
棚橋 小虎 左藤 義詮

○委員長(鈴木安孝君) 今日はこの程度にいたしまして来週火曜日の午前十時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君
理事 宮城タマヨ君
委員 左藤 義詮君
長谷山行毅君
山田 佐一君
棚橋 小虎君
岡部 常君
須藤 五郎君

政府委員

法務府法制意
見第四局長 野木 新一君

事務局側

常任委員
会専門員 長谷山 宏君

説明員

最高裁判所事務総局家庭
局第一課長 市川 四郎君

昭和二十六年三月二十六日印刷

昭和二十六年三月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所